

## 令和8年度「あおもりフィールドオープンチャレンジ業務」仕様書

### 1 目的

県内自治体・企業が抱える課題や施設を実証フィールドとして提供し、全国のスタートアップが県内で実証を行う際の伴走支援やPR支援を実施することで、本県において実証が円滑に進む環境を整備するとともに、成功事例を継続的に創出していくための基盤づくりを行い、本県の経済成長と社会課題の解決に向けたスタートアップを創出する。

### 2 委託業務名

令和8年度「あおもりフィールドオープンチャレンジ業務」

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）までとする。

### 4 委託業務の内容

全国のスタートアップによる県内の課題実証についてトータルプロデュースを行うこととし、以下の（1）～（6）の取組を実施すること。

なお、これら以外の事業目的を達成するために効果的な取組については、受託者からの提案を妨げないものとする。

#### （1）実証テーマ（課題）候補調査

実証テーマ候補を決定するために必要な県内の課題調査を実施すること。

※県内自治体・関係機関・企業等に対するヒアリング調査を必須とする。

#### （2）実証テーマ候補の決定

（1）で調査した実証テーマ候補について、全国のスタートアップとのマッチングにより実証が可能と見込まれるものを10テーマ程度設定すること。

なお、実証テーマ候補は、実証フィールドを提供する者と調整を行い、実証先のスタートアップとのマッチングが円滑に図られるものとする。

※農林水産分野、GX・エネルギー関連分野の実証テーマの設定は必須とする。

#### （3）実証先スタートアップの公募等

##### ア 事前説明会の開催

実証を検討するスタートアップに対し、実証テーマ候補の詳細説明や（4）の実証支援プログラムの内容について事前説明会を開催すること。

※オンライン形式による開催可。

##### イ 公募及び実証先スタートアップの決定

全国からスタートアップを公募し、審査会を開催して5社以上の実証先を決定すること。また、テーマにより実証時期が異なる可能性が高いことから、公募時期については県と協議すること。

なお、実証先のスタートアップについては、今後も継続的に本県の課題解決や施策展開を図るための3年分のロードマップを提示させること。

##### ウ 実証先への再委託

実証先として決定したスタートアップについては、本業務の受託者と税込100万円を上限とする再委託契約を締結して各テーマの実証を行うこと。

#### (4) 実証支援プログラムの実施

実証先スタートアップに対する伴走支援やPR支援等を実施すること。

#### (5) 進捗管理

委託業務の実施計画の策定や進捗状況、課題等についての報告・討議を行うためのミーティングを定期的を開催すること。

#### (6) 成果報告会の開催

##### ア 場所

青森市内（ハイブリッド開催可）※開催場所は県と協議すること

##### イ 開催時期

2月～3月

##### ウ 参加人数

30名～50名程度

##### エ 内容

本委託業務の成果報告に加え、スタートアップを講師として招聘し、基調講演を実施する内容とすること。

### 5 全体スケジュール（予定）

- |      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 5～6月 | 課題調査、実証テーマ決定                    |
| 6～7月 | 事前説明会、実証テーマ発表、公募開始、実証先スタートアップ決定 |
| 8～1月 | 実証実施期間                          |
| 2～3月 | 成果報告会                           |

### 6 成果品

本業務で実施した内容、実施成果をまとめた報告書（概要版及び詳細版（いずれもA4版縦とし、概要版は2枚以内））を作成し、紙媒体及び電子データを提出すること。

### 7 権利関係

- (1) 本業務における成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は委託者に帰属する。また、受託者は委託者及び第三者に対し、著作権者人格権は行使しないものとする。
- (2) 成果品は、委託者及び委託者が認めた団体が作成するホームページや各種広報媒体その他プロモーション等に二次利用することを前提とする。

### 8 その他

- (1) 受託者は委託者と十分に連絡調整を行い業務を実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定する。
- (3) 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。